

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田県南秋田郡八郎潟町

2. 構造改革特別区域の名称

八郎潟どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

秋田県南秋田郡八郎潟町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢・自然

八郎潟町は、秋田県のほぼ中央に位置し、昭和31年に一日市町と面潟村が合併してできた町です。行政区域は、東西6.34km、南北5.92km、面積17.00㎓と秋田県内では一番小さな自治体です。

かつては、日本で第2位の広さをもっていた八郎潟は、わが国でも歴史に残る干拓事業が行われました。本町は残存湖の東部に位置し、県都秋田市から北に約30kmの位置にあります。

気候は、沿岸平野に属することから、裏北日本北方型に属し、冬はアジア大陸、夏は太平洋の影響を受けます。気候は内陸より比較的温暖ですが、季節風の影響を著しく受けます。秋田県内では最も積雪量が少ない地域であります。また、風水害など自然災害が少ないことも特徴の一つです。

(2) 人口

人口は、昭和40年の8,379人をピークに、平成12年には7,533人、平成17年では、7,093人となっています。この人口減少は、若年層の流出や少子化等によるもので、この傾向は、今後も続くものと考えられます。

人口の減少と高齢化が進み、平成18年度の町の高齢化率は28.6%となり、今後さらに進んでいくことが推測されます。

(3) 産業人口

産業別就業者の構成比をみると、平成17年の国勢調査における各産業の就業人口の割合は第一次産業9.9%、第二次産業25.6%、第三次産業62.8%と第三次産業が過半数を占めています。

第一次産業の従事者は減少傾向にあり、昭和50年は29.4%でしたが、平成17年では9.9%となっており、それに伴い農業生産額及び農業所得が年々減少しています。

また、本町の基幹産業は農業です。米作りが農業の主力ですが、農業センサスで農家数及び農業者数の推移をみると、昭和60年は総農家数が861戸、農業従事者数が3,862人だったのに対し、平成17年は総農家戸数が449戸、農業従事者数が2,114人となり、農業離れや担い手不足が大きな問題となっています。

(4) 地域づくり

平成18年度から八郎潟町総合振興第5次基本構想がスタートし、「人・環境・文化のきらめくまち八郎潟」を基本理念とし、「町民と行政が手を携えるまちづくり」

「安心して暮らせる保健・福祉・医療のまちづくり」「快適な暮らしを営める生活環境のまちづくり」「時代の流れを捉えた産業を振興するまちづくり」「教育・芸術文化の薫る心豊かなまちづくり」の5つ柱を掲げ、まちの将来像の実現に取り組んでいます。

しかしながら、人口の減少や高齢化の進行、長引く不況と農産物の価格低迷など、町をとりまく経済環境の悪化とともに、国・県からの地方交付税や補助金などが大幅に削減され、町財政運営は厳しく大きな転換期を迎えています。

(5) イベント、観光

一日市裸参りは毎年1月1日、秋田県指定無形民俗文化財の願人踊は毎年5月5日、同じく秋田県指定無形民俗文化財の一日市盆踊りは8月18日から20日に行われ、県内外から多数の観光客が訪れます。

一日市盆踊りと同時に、町民による手作りミュージカル「路上ミュージカル」も行われ、企画、脚本、出演のすべてを町民主体で行っています。町を活性化したいという町民のパワーが感じられるイベントです。

また、八郎湖を会場に毎年9月第3土・日曜日には、全日本野鯉鮒釣り大会が行われ、全国各地から約300人余りの方が参加し、1メートルを超える巨鯉も釣り上げられています。

八郎湖は、ブラックバス釣りのメッカとしても全国的に有名で、春から秋にかけ各地から訪れた人たちが楽しんでいます。

(6) 歴史

本町の中心である商店街から北へ2km、高岳山中腹に浦城という中世の城跡があります。

秋田の戦国時代の渦中にあった浦城が、昨今話題となり、城址を訪れる人が多くなりました。このことから有志が集まり、平成19年10月2日に本町初となる特定非営利活動法人「浦城の歴史を考える会」が設立されました。会員は、浦城に熱い思いを寄せる町民や、町内外の歴史研究家、浦城に縁ある方々で構成されており活発な活動をしています。

5. 構造改革特別区域計画の意義

農業従事者の高齢化に伴う担い手不足などが課題となっており、この課題を克服するため、魅力ある地域づくりを進め、農家の担い手づくりのため認定農家を確保し、合わせて集落営農組織を育成することにより、地域農業の推進を図ります。

このたび地元農家が農家レストラン「農家のカレー屋さん」を平成19年10月1日に開店し、さらに平成20年4月を目途に隣接している敷地に農家直売センターを開店させ、地元から仕入れた採りたての新鮮な野菜などを販売する予定です。

また、特定農業者が、自ら生産した「あきたこまち」を利用して濁酒の製造を行い、農家レストランで提供することにより、新たな観光資源となることが期待されているだけでなく、交流人口の増加の一助になり農業所得の増加も期待できます。さらには、かつて全国で2番目に大きな面積の湖だった「八郎潟」に隣接する町として知名度を全国的に高め、新たな農家レストランの起業を促し、農家レストランの付加価値を大きく高めることとなります。

このように八郎潟町において、農業をベースに住民自らの努力により地域の活性化を図ることを、行政としてバックアップすることが必要であり、町の活性化につながると考えます。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本町では、米を主力とした農産物、八郎湖からの豊富な水産物（鯉、鮎、白魚など）、古来より受け継がれている伝統文化など豊富な地域資源を有しています。

これらの地域資源を本構造改革特区計画の中で最大限に活用して、人々の心を潤す豊かな環境を保護し、地域を発展させていくため、八郎潟町総合振興第5次基本構想である「人・環境・文化のきらめくまち八郎潟」を基本理念とし、都市部から毎年大勢のお客様が訪れてくれるような暖かいもてなしと心のふれあいを大切にしながら、地域農業と観光事業を一体化し、連鎖効果により活性化を図ります。

具体的な目標としては

●新たな特産品による地域活性化

昔から水稲栽培を中心とした農業が行われているほか、八郎湖では、干拓後も漁業が行われており、水揚げされた水産物は、県内外に佃煮や加工品などとして盛んに出荷されています。

また、干拓以前から鴨の繁殖地として知られ、鴨の郷土料理は古くから湖岸の住民の生活に根ざし親しまれてきました。平成元年、町の有志が鴨肉を使った郷土料理を再現するため、町でも支援を行い「八郎潟町マガモ生産組合」が設立され、マガモの養殖を大々的に行い特産品として位置づけられています。

本町は、米作りが農業の主力ですが、農業従事者の高齢化などが問題となっており課題解決の一環として、酒税法の特例措置で可能となる特定農業者の濁酒製造を積極的に進め、農家レストランで郷土料理の一品として濁酒を加え観光客に提供することで将来的に地域の活性化が図られます。

さらに、濁酒製造事業が具体的な成果を上げることで、農家に米の有用性を示し、濁酒製造を取り入れた農家レストランの起業を促します。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、交流人口の増加が期待され、特産品、農産物の売り上げの増、観光収入などの増加が見込まれます。

また、県内外の住民との交流によって町の住民が刺激を受け、自分の町を再発見、再認識、再確認するなど自分の町を活性化することによって新たな町への躍進が期待されます。

表1 経済的社会的効果の指数

○濁酒製造事業者数 (単位：人)

区 分	平成19年度	平成20年度目標	平成22年度目標	平成24年度目標
事業者数	0	1	1	2

○観光客入込数 (単位：人)

区 分	平成18年度	平成19年度目標	平成20年度目標	平成22年度目標	平成24年度目標
宿泊客数	5,039	5,100	5,500	5,800	6,000
日帰客数	29,987	31,000	33,000	35,000	37,000

(資料 秋田県観光統計概要)

○農産物生産額

(単位：千万円)

区 分	平成 1 7 年度	平成 1 9 年度目標	平成 2 0 年 度目標	平成 2 2 年 度目標	平成 2 4 年 度目標
農業算出額	6 2	6 3	6 4	6 5	6 6

(資料 秋田県農業統計)

8. 特定事業の名称

7 0 7 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) イベント、郷土芸能との連携

八郎潟町では、一日市裸参り、願人踊、一日市盆踊り、全日本野鯉鮒釣り大会が開催されていますが、観光客が訪れる数が横ばいから年々減少しつつあります。

今後は、来客者に新たな楽しみを提供するため、特定農業者が製造した濁酒を、八郎潟町の郷土芸能や豊かな自然、採れたての山菜や八郎湖から水揚げされた新鮮な水産物、マガモ肉などと組み合わせて大いに活用し、誘客を図ります。

(2) PR活動の推進

ホームページを活用した情報提供や、マスコミ等への情報提供を積極的に行うとともに、関東地区在住の当町出身者で組織された「関東地区八郎潟町ふるさと会」の会員をとおりPRすることで、誘客につなげます。

また、八郎湖へは全国各地からブラックバス釣り客が来ており、農家レストランで濁酒の提供を行い、新たな町の特産品として観光客へPRし、リピーターの確保を図ります。

(3) 農業者に対する支援

農業者に対し農家レストラン、農家直売センター等の開業支援を積極的に行います。また、農業者の経営安定化のため、平成21年4月以降に農業法人の設立を推進します。

別 紙

1. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン等）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行われる区域

秋田県南秋田郡八郎潟町の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、濁酒の提供を通じて地域活性化を図るために濁酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合において、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととし、酒類の製造免許を受けることが可能になります。

本特例措置により、既存の農家レストランの付加価値が高められるとともに、他の農家の農家レストランの起業を促進させることとなります。将来的に本町の交流人口の飛躍的な拡大や農業所得の増加につながっていくことも期待できるという意味において、本区域における当該規制の特例措置の適用がのぞまれます。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳が発生するとともに、税務当局の検査や調査を受ける対象となります。

また、構造改革特別区域となった場合は、酒類の製造免許がなければ製造できないこと、農家レストランなどの自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者でなければ当該規制の特例措置の適用を受けられないことを、町広報、町ホームページなどで周知し、酒税法上の違反等をしないよう指導及び支援の徹底を図ります。